

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該の翌日が休日には、その日を除く)

目次

◇告示 町の区域の変更等 (市町村振興課)

土地改良法による換地処分 (農村整備課)

鳥取県知事 西尾邑 次

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による中浜地区土地改良区が行う土地改良事業に係る第二次中浜地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年十一月二十五日

鳥取県告示第七百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

区域を変更する町及び字の名称	同上区の地番による。(昭和六十一年十一月八日現在の地番による。)
新屋町字松中	新屋町字松中の全域
新屋町字分田	新屋町字分田一〇〇三の一部、一〇〇四の一部、一〇〇七の一部、一〇一〇の一部、一〇一一の二の一部、一〇一三の一部、一〇一五の一部、一〇一六の一部、一〇一八の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字越舞	新屋町字越舞一〇五三の一の一部、一〇五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字上転松	新屋町字上転松一〇五四の一部、一〇五四の二の一部、一〇五五の二の一部、一〇五六の二の一部、一〇六一の二の一部、一〇六三の二の一部、一〇六九の二の一部、一〇七〇の二の一部、一〇七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字分田	新屋町字分田のうち一〇〇三の一部、一〇〇四の一部、一〇〇七の一部、一〇一〇の一部、一〇一一の二の一部、一〇一三の一部、一〇一五の一部、一〇一六の一部、一〇一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町字越舞	新屋町字越舞一〇三三の二、一〇三三の三、一〇三三の四、一〇五〇の二、一〇五一の二、一〇五三の二の一部、一〇五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字越舞	新屋町字越舞のうち一〇三三の二、一〇三三の三、一〇三三の四、一〇四七から一〇四九までの一部、一〇五〇の二、一〇五一の一部、一〇五一の二、一〇五三の二の一部、一〇五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町字塚本	新屋町字塚本一一三三から一二三五までの一部、一一三六から一一三八まで、一一三九の一部、一一四〇、一一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字上転松

新屋町字越舞一〇四七から一〇四九までの一部、一〇五一の一部、一〇五三の一の一部

新屋町字上転松のうち一〇五四の一部、一〇五四の一の一部、一〇五五の二の一部、一〇五六の二の一部、一〇六二の二の一部、一〇六三の二の一部、一〇六九の二の一部、一〇七〇の二の一部、一〇七一の二の一部、一〇九三から一〇九六までの一部、一四一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

新屋町字下転松一一〇〇の一部、一一〇一の一部、一一〇七の一部、一一〇九の一部、一一一〇、一一一の一部、一一二三の二部、一一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字塚本一一三四の一部、一一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字東奥原一三八四の一部及びこれと一体をなす国有地

新屋町字下転松一〇九三から一〇九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字上転松のうち一一〇〇の一部、一一〇一の一部、一一〇七の一部、一一〇九の一部、一一一〇、一一一の一部、一一一二の一部、一一一五の一部、一一一六から一一四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

新屋町字塚本一一二五の一部、一一二七の一部、一一二八の一部、一一二八の二の一部、一一二九の一の一部、一一三三の一部、一一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字境目一一三四の一部、一一一五、一一六の一、一一六の二、一一七から一一九まで、一一二〇から一一三

二三までの一部、一二三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

有地

新屋町字神内後一一三三二、一一三三三から一二三三八までの一部、一二五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字塚本

新屋町字塚本のうち一二五の一部、一二二七の一部、一二二八の一部、一二二九の一部、一二三五から一二三八まで、一二三九の一部、一二四〇、一二四一の一部、一二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

新屋町字境目

新屋町字塚本一一四九の一部、新屋町字境目のうち一二九二から一二九七まで、一二九八の一部、一二一〇の一部、一二一〇の一部、一二三一の一部、一二三一の一部、一二三二、一二三三、一二三四の一部、一二三五の一部、一二三二の一部、一二三の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字神内後

新屋町字下転松一一一の一部、一一一二の一部、一一一五の一部、一一一六から一二三まで、一二二三の一部、一二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地

有地

新屋町字神内後のうち一一三三二、一一三三三から一二三三八までの一部、一二五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

		新屋町字東奥原一三八四の一部、一三八五の一、一三八六の二及びこれらと一体をなす国有地
	新屋町字上転松一四一六の二の一部	新屋町字東奥原のうち一三八四、一三八五の一、一三八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	新屋町字神内	新屋町字神内一四三四の一の一部
	新屋町字西奥原一五三三から一五三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地	新屋町字西奥原一五三三から一五三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字三舛蓋	新屋町字神内のうち一四三四の一の一部、一四五五の一の一部、一四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	新屋町字神内のうち一四三四の一の一部、一四五五の一の一部、一四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町字三舛蓋	新屋町字東澤一四九六の一部、一四九九から一五〇一までの一部、一五〇四の一部、一五〇五の一部、一五〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地	新屋町字東澤一四九六の一部、一四九九から一五〇一までの一部、一五〇四の一部、一五〇五の一部、一五〇八の一部、一五〇九の一部、一五一〇の一部、一五二一の一部、一五二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字三舛蓋	新屋町字神内一四五五の一の一部、一四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地	新屋町字東澤一四九六の一部、一四九九から一五〇一までの一部、一五〇四の一部、一五〇五の一部、一五〇八の一部、一五〇九の一部、一五一〇の一部、一五二一の一部、一五二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町字万野	新屋町字万野一四五七四から一四七九まで、一四八〇の一部、一四八一の一部、一四八三から一四八五までの一部、二六二二、二六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地	新屋町字万野一四五七四から一四七九まで、一四八〇の一部、一四八一の一部、一四八三から一四八五までの一部、二六二二、二六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字万野	新屋町字万野のうち一四五七四から一四七九まで、一四八〇の一部、一四八一の一部、一四八三から一四八五までの一部、二六二二、二六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	新屋町字万野のうち一四五七四から一四七九まで、一四八〇の一部、一四八一の一部、一四八三から一四八五までの一部、二六二二、二六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	新屋町字東澤	一部、一五一二の一の一部、一五一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
	新屋町字西奥原	新屋町字西万野一五七五の一部、一五七六、一五七七の一部、一五七八の一の一部、一五七八の二の一部、一五七九の一部、一五八〇の一の一部、二六二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字下鬼ヶ澤	新屋町字下鬼ヶ澤一五五五、一五六六の一の一部、一五六〇の一部、一五六一の一の一部、一五六四の一の一部、一五六五の一部、一五六八の一の一部、一五六九の一の一部、一五七二の一部、一五七三の一の一部、一五七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	新屋町字下鬼ヶ澤一五五五、一五六六の一の一部、一五六〇の一部、一五六一の一の一部、一五六四の一の一部、一五六五の一部、一五六八の一の一部、一五六九の一の一部、一五七二の一部、一五七三の一の一部、一五七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字下鬼ヶ澤	新屋町字下鬼ヶ澤のうち一五五五、一五六六の一の一部、一五六〇の一部、一五六一の一の一部、一五六四の一の一部、一五六五の一部、一五六八の一の一部、一五六九の一の一部、一五七二の一部、一五七三の一の一部、一五七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	新屋町字下鬼ヶ澤のうち一五五五、一五六六の一の一部、一五六〇の一部、一五六一の一の一部、一五六四の一の一部、一五六五の一部、一五六八の一の一部、一五六九の一の一部、一五七二の一部、一五七三の一の一部、一五七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

		新屋町字北荒山一六三九の一部、一六四一の一部、一六四二の一部、一六四三、一六四四から一六四九までの一部、一六五〇、一六五一の一、一六五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字西万野		新屋町字西万野のうち一五七五の一部、一五七六、一五七七の一部、一五七八の一の一部、一五七八の二の一部、一五七九の一部、一五八〇の一の一部、一五八一から一五八三までの一部、一五八四、一五八五から一五八八までの一部、一五九一の一部、二六二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町字上鬼ヶ澤	新屋町字上鬼ヶ澤一六〇五の一部、一六〇六の一部、一六〇七、一六〇八の一部、一六〇九の一部、一六一一から一六一四までの一部、二六三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一六、一六二〇、一六二二の一と一体をなす国有地の一部	新屋町字上鬼ヶ澤のうち一六〇五の一部、一六〇六の一部、一六〇七、一六〇八の一部、一六〇九の一部、一六一一から一六一四までの一部、二六三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一六、一六二〇、一六二二の一と一体をなす国有地の一部
新屋町字西万野一五九一の一部	新屋町字上鬼ヶ澤のうち一六〇五の一部、一六〇六の一部、一六〇七、一六〇八の一部、一六〇九の一部、一六一一から一六一四までの一部、二六三〇の二の一部、一六三七の一部、一六三八の一の一部、二六三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一六、一六二〇、一六二二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	新屋町字上鬼ヶ澤のうち一六〇五の一部、一六〇六の一部、一六〇七、一六〇八の一部、一六〇九の一部、一六一一から一六一四までの一部、二六三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一六、一六二〇、一六二二の一と一体をなす国有地の一部
新屋町字上深田	新屋町字上深田一六八一から一六八八までの一部、一六八九の一の一部、一九〇三の一、一九〇四の一、一九三九の一九、一九三九の二二、一九三九の二五と一体をなす国有地の一部	新屋町字上深田のうち一六八一から一六八八までの一部、一六八九の一の一部、一六八九の二、一六九〇の二、一六九一の三、一七〇九の一の一部、一七〇九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新屋町字鶴首一八〇七から一八一四までの一部、一八一五の一部及びこれらと一体をなす国有地	新屋町字荒山一七二八の一部、一七五六の一部及びこれらと一体をなす国有地	新屋町字荒山一七二八の一部、一七五六の一部及びこれらと一体をなす国有地
三軒屋町字荒山一七一〇の一、一七一一の一、一七一二の一の一部、一七一七の一部、一七一八から一七二〇まで、一七二から一七二四までの一部、一七二五、一七二六から一七	三軒屋町字荒山一七五六から一七五八までの一部	三軒屋町字荒山一七五六から一七五八までの一部
三軒屋町字東砂一七九四の一部及びこれと一体をなす国有		三軒屋町字東砂一七九四の一部及びこれと一体をなす国有

新屋町字大原	新屋町字鶴首	地 新屋町字鶴首のうち一八〇七から一八一四までの一部、一八一五の二の一部、一八一六の二の一部、一八三三の二の一部、一八三三の二の一部、一八三九の二の一部、一八三九の二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	新屋町字中深田	三軒屋町字東砂一七九四の一部、一七九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 三軒屋町字橋替四八八七と一体をなす国有地の一部 新屋町字上深田一六八九の二、一六九〇の二、一六九一の三、一七〇九の一の一部、一七〇九の二 新屋町字鶴首一八一五の二、一八一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 新屋町字中深田一八四〇の二の一部、一八四〇の三の一部、一八四一の二の一部、一八四二の二の一部、一八四三の二の一部、一八四四の二の一部、一八四五の二の一部、一八四七の二の一部、一八四九の二の一部、一八五〇の二の一部、一八五二の二の一部、一八五三から一八六二まで、一八六二の二の三まで、一八六三、一八六五の二、一八六六から一八六九まで、一八六九の二、一八七〇から一八七四までの一部、一八八一の二部、一八八一の二の一部、一八八二から一八八四までの一部、一八八五の二の一部、一八八五の二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 新屋町字中深田一八四〇の二の一部、一八四〇の二、一八四

新屋町字下深田	新屋町字一本松	○の三の一部、一八四〇の四、一八四一の二の一部、一八四二の二、一八四一の三、一八四二の二の一部、一八四二の二、一八四三の二、一八四三の二の一部、一八四三の二の二、一八四三の二の三、一八四四の二の一部、一八四四の二、一八四四の二の二、一八四五的二の一部、一八四五的二的二的二、一八四五的三が一八四五的六的六、一八四六的二的二、一八四六的二、一八四六的三、一八四七的二的二、一八四七的二、一八四七的三的二、一八四七的四、一八四七的五、一八四八的二的二、一八四八的二、一八四八的三、一八四九的一从一九〇三的二、一九〇四的二、一九一五、一九三九的二九、一九三九的二二、一九三九的二五与一体をなす国有地的二部以外的区域 新屋町字一本松のうち一九二六的二、一九五一的二三从一九五一的二六的六までと一体をなす国有地以外的区域
	新屋町字大原	新屋町字一本松のうち一九二六の二、一九五一的二三从一九五一的二六的六までと一体をなす国有地 新屋町字中深田一八四九的一から一八四九的三まで的一部、一八五〇的一部、一八五一的一部、一八五一的一部、一九一七的一部、一九二一的一部 新屋町字大原的一九一六的一九一七的一部、一九二二的一部 これらと一体をなす国有地並びに一九一五と一体をなす国有地

の一部

新屋町字下深田の一のうち一九八四と一体をなす国有地の一部以外の区域

新屋町字細田一〇三六から一〇四一まで、一〇四三から一〇四五までの一部、二〇四六の一の一部、二〇四七から一〇五一直到の一部、二〇五二、一〇五三の一部、二〇五四の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字下深田の全域

新屋町字野口田二〇八九の二と一体をなす国有地の一部

新屋町字堀ノ内の一一二三四の一部、一二三四の二、一二三五の二の一部、二二三六の二の一部、二二三七の二の一部、二二三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字北原二一六一の三の一部、二一六二の二の一部、二一六三の七の一部、二一六三の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一六三の六、二一六三の一〇と一体をなす国有地の一部

新屋町字細田

新屋町字野口田二〇八九の二と一体をなす国有地の一部

新屋町字堀ノ内の一一二三四の一部、一二三四の二、一二三五の二の一部、二二三六の二の一部、二二三七の二の一部、二二三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字中深田一八七四の一部、一八七五の一部、一八九六から一八九八までの一部

新屋町字細田のうち一〇三六から一〇四一まで、二〇四三から一〇四五までの一部、二〇四六の一の一部、二〇四七から一〇五四までの一部、二〇五二、一〇五三の一部、二〇五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

新屋町字野口田二二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八九の二、二一〇六の二、二一〇七の二、二一四の二、二二二五の二と一体をなす国有地の一部

三軒屋町字上中通四九三一の一部、四九三二の二の一部

及びこれらと一体をなす国有地
三軒屋町字下中通四九五八の一部、四九六〇の一部、四九六一の二の一部、一九六一の三、四九六二の一の一部、四九六二の二の一部、四九六三の一部、四九六四の一の一部、四九六六の二の一部、四九六七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九六九の一と一体をなす国有地の一部

新屋町字野口田

新屋町字野口田のうち一〇八九の一の一部、二〇八九の二の一部、二〇九〇から二〇九三までの一部、二〇九四の一から二〇九四の三までの一部、二〇九五の一部、二〇九六の一の一部、二〇九六の二の一部、二〇九七の一の一部、二〇九七の二の一部、二一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八九の二、二一〇六の二、二一〇七の二、二一二四の二、二二二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域新屋町字竹嶋二二一八の一の一部、二三二一九の二及びこれらと一体をなす国有地

新屋町字北原

新屋町字堀免二二二九の二、二二五五の三、二三五五の四及びこれらと一体をなす国有地
新屋町字野口田二〇八九の一の一部、二〇八九の二の一部、二〇九〇から一〇九三までの一部、二〇九四の一から一〇九四の三までの一部、二〇九五の一部、二〇九六の一の一部、二〇九六の二の一部、二〇九七の一の一部、二〇九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

新屋町字堀ノ内の一一二三七の二の一部
新屋町字北原のうち二二二六の三の一部、二二六二の二の一部、二二六三の七の一部、二二六三の九の一部及びこれらと

小篠津町字下中曾根	小篠津町字小薮	<p>三軒屋町字荒山一七一〇の二、一七一一の二、一七一二の一部、一七一二の二、一七二三の二、一七一四の一、一七三六の二の一部、一七三七の一の一部、一七三七の二の一部、一七三七の二の一部、二六三一の六、二六三一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>三軒屋町字五ヶ村樋二四一三の一部、二四一六の一部、二四一八の二の一部、二四一九から一四二一まで、二四二三の二、二四二二の二、二四二三の二、二四二三の二、二四二四の二、二四二五の二、二四二五の二、二四二六の二、二四二六の二、二四二七の一、二四二七の一、二四二八の一の一部、二四二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>小篠津町字鬼ヶ澤一〇六九の一部、二〇七〇の三の一部、二〇七七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>小篠津町字下中曾根、二二二九の一の一部、二二三三から二三四までの一、二二三六から二二四一までの一部、二二四二の一の一部、二二四三の二の一部、二二四六の一の一部、二二四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>小篠津町字小薮の全域</p> <p>小篠津町字鬼ヶ澤一〇七七から二〇七九までの一、二〇八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>小篠津町字下中曾根のうち二〇八八の一、二〇八九の一の一部、二〇八九の二の一部、二〇九〇から二〇九四までの一</p>
-----------	---------	--

三軒屋町字口ノ田	<p>三軒屋町字口ノ田の全域</p> <p>三軒屋町字口ノ田の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>部、一〇九六の一の一部、二二二九の一の一部、二二三三一から二二三四までの一部、二二三六から二二四一までの一部、二二四二の一の一部、二二四三の一の一部、二二四三の二の一部、二二四六の一の一部、二二四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
三軒屋町字荒山	<p>三軒屋町字荒山のうち一七一〇の一、一七一〇の二、一七一〇の二、一七二一の二、一七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>三軒屋町字荒山のうち一七一〇の一、一七一〇の二、一七一〇の二、一七二一の二、一七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
三軒屋町字五ヶ村樋	<p>三軒屋町字五ヶ村樋のうち一四〇五の一の一部、一四〇五の二の一部、一四〇八九の一の一部、一四〇九〇から一〇九四までの一部、二〇八九の二の一部、二〇九〇から一〇九四までの一部、二〇九六の一の一部</p>	<p>小篠津町字下中曾根一〇八八の一の一部、二〇八九の一の一部、一七二八から一七二〇まで、一七二一から一七二四までの一部、一七二五、一七二六から一七二〇までの一部、一七三六の一の一部、一七三七の一の一部、一七三七の二の一部、一七五六から一七五八までの一部、二六三一の二から二六三一の四までの一部、二六三一の六から二六三一の八まで、二六三四の二の一部、一七三七の二の一部、一七三七の二の一部、一七五六から一七五八までの一部、二六三一の五、二六三一、二六三三、二六三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六三二の一部、二六三三の五、二六三三、二六三三、二六三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六三三の一部、二六三三の五、二六三三、二六三三、二六三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
三軒屋町字東砂	<p>三軒屋町字砂のうち一七五九、一七六〇、一七六一の二の一部、一七六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>三軒屋町字砂のうち一七五九、一七六〇、一七六一の二の一部、一七六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

		六五の二、四八六五の四、四八七一、四八七一の二、四八七 二、四八七四と一体をなす国有地の一部
三軒屋町字俣川東		五一一七の二と一体をなす国有地の一部
三軒屋町字橋替		新屋町字中深田一八七〇から一八七五までの一部、一八七六 から一八八〇まで、一八八一の一部、一八八一の一の一部、 一八八二から一八八四までの一部、一八八五の一の一部、一 八八五の二の一部、一八八六の一、一八八六の二、一八八七 の一、一八八七の二、一八八八から一八九一まで、一八九二 の一、一八九二の二、一八九三から一八九五まで、一八九六 から一八九八までの一部及びこれらと一体をなす国有地
三軒屋町字上中通		新屋町字鶴首一八一六の二の一部、一八三九の二 四九一二の三、四九一二の四、四九一三の二、四九一四の二、 四九一五の二、四九一六の二、四九一八の二、四九一九の二 及びこれらと一体をなす国有地並びに四八八七と一体をなす 国有地の一部以外の区域
新屋町字鶴首一八三三の二の一部、一八三三の二部、一八三 四の一部、一八三六から一八三八までの一部、一八三九の一 の一部及びこれらと一体をなす国有地		新屋町字鶴首一八三三の二の一部、一八三三の二部、一八三 四の一部、一八三六から一八三八までの一部、一八三九の一 の一部及びこれらと一体をなす国有地
三軒屋町字橋替四九一〇の二の一部、四九一〇の三、四九一 二の三、四九一二の四、四九一三の二、四九一四の二、四九 一五の二、四九一六の二、四九一八の二、四九一九の二及び これらと一体をなす国有地		新屋町字橋替四九一〇の二の一部、四九一〇の三、四九一 二の三、四九一二の四、四九一三の二、四九一四の二、四九 一五の二、四九一六の二、四九一八の二、四九一九の二及び これらと一体をなす国有地
三軒屋町字下川西五〇七二、五〇七四、五〇八〇、五〇八〇 の二と一体をなす国有地の一部		三軒屋町字下川西五〇七二、五〇七四、五〇八〇、五〇八〇 の二と一体をなす国有地の一部
三軒屋町字上川西五〇八一、五〇八四、五〇八七、五一一四 と一体をなす国有地の一部		三軒屋町字上川西五〇八一、五〇八四、五〇八七、五一一四 と一体をなす国有地の一部
三軒屋町字上中通のうち四九三二の二の一部、四九三二の二 の一部、四九三三から四九三四までの一部、四九三五の二か ら四九三五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域		三軒屋町字上中通のうち四九三二の二の一部、四九三三から四九三 四までの一部、四九三五の二から四九三五の三までの一部及 びこれらと一体をなす国有地
三軒屋町字下中通のうち四九五八の一部、四九六〇の一部、 四九六一の二の一部、四九六一の三、四九六二の一の一部、 四九六二の二の一部、四九六三の一部、四九六四の一の一部、 四九六四の二の一部、四九六五の一の一部、四九六五の二の 一部		三軒屋町字下中通のうち四九五八の一部、四九六〇の一部、 四九六一の二の一部、四九六一の三、四九六二の一の一部、 四九六二の二の一部、四九六三の一部、四九六四の一の一部、 四九六四の二の一部、四九六五の一の一部、四九六五の二の 一部

一部、四九六六の一部、四九六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九六九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

森岡町字旭出見一の三、一の四、二一の二、五〇の二、五一の三及びこれらと一体をなす国有地

三軒屋町字下川西のうち四四〇二、四四〇三の一、五〇三一の一、五〇三二から五〇三四まで、五〇三六の一、五〇六六、五〇六七の一、五〇六七の二、五〇七一、五〇七二、五〇七四、五〇八〇、五〇八〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

森岡町字旭出見のうち一の三、一の四、二一の二、五〇の二、五一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称
新屋町字大原の一、新屋町字下深田の一

鳥取県告示第七百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、中浜地区土地改良区が行う土地改良事業に係る第二次中浜地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次